

(保 160)
平成 23 年 10 月 19 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

R S ウイルス感染症の検査に係る診療報酬上の取扱いについて

平成 23 年 10 月 17 日付け保医発 1017 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知により、R S ウイルス感染症の検査に係る診療報酬上の取扱いが改正されました。

これまで、R S ウイルス感染症の検査に係る診療報酬上の取扱いとしては、「D012 感染症免疫学的検査」の「18 R S ウイルス抗原」として、「入院中の患者において当該ウイルス感染症が疑われる場合」に限り適用されておりましたが、今回の改正は、入院中の患者以外であっても、1 歳未満の乳児やパリビズマブ製剤の適用となる患者については算定を可能とするものであります。

今回の改正内容は下記のとおりでありますので、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、R S ウイルス感染症の患者報告数が、例年以上に多い状態が継続しているとされている状況下、一時的に必要な体外診断薬が十分に供給されなくなる懸念があることから、最適な医療を確保しつつも、特にリスクの高い方々に重点的に検査を行う等、り患された方々が必要な医療を受けられるよう、あわせて貴会管下の保険医療機関に対し周知をお願いします。

また、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載を予定しております。

記

「D012 感染症免疫学的検査」の「18 RSウイルス抗原」に関する「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）」の一部改正について

別添 1 第 2 章 第 3 部 第 1 節 第 1 款 D012 の(16)を次のように改める。

- (16) 「18」のRSウイルス抗原は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。
- ア 入院中の患者
 - イ 乳児（1歳未満）
 - ウ パリビズマブ製剤の適用となる患者

(参考) パリビズマブ製剤（銘柄名：シナジス筋注用 50mg／シナジス筋注用 100mg）の効能・効果

下記の新生児、乳児及び幼児におけるRSウイルス（Respiratory Syncytial Virus）感染による重篤な下気道疾患の発症抑制

RSウイルス感染流行初期において

- ・在胎期間28週以下の早産で、12ヵ月齢以下の新生児及び乳児
- ・在胎期間29週～35週の早産で、6ヵ月齢以下の新生児及び乳児
- ・過去6ヵ月以内に気管支肺異形成症（BPD）の治療を受けた24ヵ月齢以下の新生児、乳児及び幼児
- ・24ヵ月齢以下の血行動態に異常のある先天性心疾患（CHD）の新生児、乳児及び幼児

〔添付資料〕

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
（平 23. 10. 17 保医発 1017 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）



保医発1017第1号
平成23年10月17日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、本日より適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

なお、RSウイルス感染症の患者報告数が、例年以上に多い状態が継続しているとされている状況下、一時的に必要な体外診断薬が十分に供給されなくなる懸念があります。ついては、最適な医療を確保しつつ、特にリスクの高い方々に重点的に検査を行う等、り患された方々が必要な医療を受けられるよう、貴管下の保険医療機関に対し、周知をお願いします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012の(16)を次のように改める。

- (16) 「18」のRSウイルス抗原は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。
- ア 入院中の患者
 - イ 乳児
 - ウ パリビズマブ製剤の適用となる患者

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>「18」のRSウイルス抗原は、以下のいずれかに該当する患者について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。</u> <u>ア 入院中の患者</u> <u>イ 乳児</u> <u>ウ パリビズマブ製剤の適用となる患者</u></p> <p>(17)～(44) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>「18」のRSウイルス抗原は、入院中の患者において当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用する。</u></p> <p>(17)～(44) (略)</p>